

# 総務常任委員会 所管事務調査報告書

国民健康保険制度について

平成31年3月

## 1 調査の事件名

国民健康保険制度について

## 2 調査の目的

国民健康保険の都道府県化（広域化）が平成 30 年度から移行されることに伴う本市の役割や市民に影響する保険税・診療負担などについて研究する。

## 3 調査の課題と報告

### （1）国保が抱える課題（厚生労働省の資料から）

#### ①年齢構成と医療費

65歳～74歳の割合は、国保 38.9%、健保組合 3.0%、一人当たりの医療費は国保 35 万円、健保組合 14.9 万円と国保の年齢構成が圧倒的に高く、医療費も 2.35 倍高くなっている。

#### ②財政基盤

加入者一人当たりの平均所得は、国保 84.4 万円（無所得世帯 28.4%）、健保組合 207 万円と国保の所得水準は 40%と低い。京都府は、全国平均の 8 割と示されている。

#### ③保険料（税）

加入者一人当たりの負担は、国保 9.8%、健保組合 5.7%と負担が 1.7 倍高く重い。

#### ④保険料（税）の収納率

平成 11 年度 91.38%から平成 27 年度 91.45%と微増。都道府県別では最高収納率 島根県で 95.49%、最低が東京都の 87.44%、京都府は、93.8%の 8 位である。

#### ⑤一般会計繰入・繰上充用

市町村による法定外繰入額は約 4000 億円で、うち決算補填 3000 億円、繰上充用が 1000 億円と市町村の負担が多額となっている。

#### ⑥軽減措置

保険料の応益割が減額されている世帯は、7割減額 28.3%、5割減額 11.0%、2割減額 10.2%と全体の 49.4%が対象となっている。

京都府では、7割減額 36.8%、5割減額 13.6%、2割減額 9.0%と全体の 59.4%と全国に比べて 10%も高く、厳しい生活環境である。

### （2）国民健康保険法等の一部を改正（平成 27 年 5 月 27 日）

#### ① 保険制度の安定化

平成 27 年度から 1700 億円、平成 29 年度以降 3400 億円を国保へ財政支援することと併せて、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体とすることを決めた。

#### ②後期高齢者支援金

被保険者の後期高齢者支援金について、平成 26 年度 1/3 総報酬割、平成 27 年度 1/2 総報酬割、平成 28 年度 2/3 総報酬割、平成 29 年度全面総報酬割へと見直した。

#### ③ 負担の見直し

ア) 在宅療養との公平の観点で入院時の食事代を平成 27 年度一食 260 円、平成 28 年度一食 360 円、平成 30 年度一食 460 円に引き上げる。

イ) 医療機関の機能分担として患者に病状に応じた医療機関へ定額負担による紹介制度を設けた。

ウ) 保険料（税）の算定基礎となる標準報酬月額を 121 万円から 139 万円に引き上げた。

#### ④ その他

ア) 「協会けんぽ」の国庫補助率を当分の間 16.4%継続することと、法定準備金を超える準備金にかかる国庫補助額の特例減額措置を講ずる。

イ) 被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助は、所得に応じた補助率に見直しする。

ウ) 都道府県が地域医療構想(医療水準・効率的な提供)と整合する計画を作成する。  
また、保険事業に予防・健康づくりに向けた被保険者の自助努力支援を行う。

### (3) 法改正による国民健康保険料（税）の動き

①京都府は、平成 29 年 12 月 7 日に都道府県化による一人当たりの納付金及び保険料を示した。京都府全体では、平成 28 年決算（納付金 118,336 円、保険料 99,037 円）に対して、平成 30 年度では旧制度のまま（納付金 119,490 円、保険料 100,191 円）それぞれ 1%増加する。しかし、新制度では（納付額 116,847 円、保険料 97,548 円）2%以上低下する。

②京都府の試算によると京田辺市は、（納付額 117,787 円、保険料 97,795 円）、旧制度では（納付額 117,466 円、保険料 97,495 円）と 0.3%減少するが、新制度では（納付額 125,429 円、保険料 105,457 円）と京都府平均を上回り 8%以上の増額となることが示された。

さらに、前期高齢者支援金精算額（-167 円）と 3 年間の激減緩和措置で 97,558 円とほぼ現状を維持する方向が示されたが、激減緩和措置が廃止されれば 10%程度の引き上げとなる見込みである。

③平成 29 年度 3 月時点での京田辺市の独自試算では、平成 28 年決算（納付額 120,069 円、保険料 97,342 円）から旧制度では（納付額 119,387 円、保険料 96,660 円）と減少する。

新制度では（納付額 118,845 円、保険料 96,118 円）と新制度においても国費拡充分 1700 億円のうち 1400 億円を活用すれば負担を減少することが示された。

しかし、平成 30 年度の財政不足が生じ、激減緩和措置 1 億円・本市一般会計 1 億円・国保基金 5 千万円で財源確保することとしたが、平成 31 年度以降の財源見通しが得られていない中で保険税率の引き上げを含めた基本的考えを示した。

④平成 31 年度から平成 35 年度までの考え方は次のとおりである。

・平成 30 年度比税率 20%の増額が必要。そのために、平成 31 年度より毎年 5%ずつ税率改正を継続する。

・毎年の改正によっても当該年度での不足が生じた場合は、本市一般会計からの財政支援を継続する。

・特定の疾病の大流行など、想定し得ない、かつ国保財政に多大な影響を与える特異な状況があれば見直し対応する。

⑤当初から厚生労働省は、高齢化率が 2025 年をピークに、今後も納付額が上昇するとしており、医療費の自然増分の予算を確保しなければ新制度でも制度維持は困難であるとの見方を示していたが、本市ではその動きが早まり、制度そのものが問われている。

#### (4) 国民健康保険制度を維持するには

①全国知事会が「1 兆円公費投入で協会けんぽの保険料並み引き下げ」との要望を示したことは制度を維持するには当然の要望と言える。また本市も含め全国市町村会でも 11 月 16 日全国大会で国への財政支援を求める決議も採択した。

その具体策として、下記に示す健保組合と国民健康保険の制度上の違いを国が責任を持って是正することである。

##### 〈健保組合〉

- ・加入人数に対しての保険料負担は不要（均等割額がないため）。
- ・保険料の半分は事業主が負担している。
- ・被保険者が出産して休業する場合には健康保険料（介護保険料含む）や厚生年金が免除になる。
- ・業務以外の病気やケガで 4 日以上仕事を休むと傷病手当金が支給される。
- ・出産のため仕事を休むと出産手当金という休業保障制度がある。
- ・高額療養費の区分分けのための基準は標準報酬月額を用いる
- ・高額療養費以外の付加給付という制度を独自で導入している組合もある

##### 〈国民健康保険〉

- ・均等割額という加入人数に対しての負担が必要。
- ・保険料は全額自己負担
- ・出産のための休業では保険料免除はない。
- ・出産手当金という制度はない。
- ・高額療養費の区分分けのための基準は総所得金額を用いる。
- ・高額療養費以外の付加給付という制度はない。
- ・前年中の所得が低かった世帯を対象に保険料を減額する制度がある。

②厚労省自らも認める被保険者の年齢構成や職種などの課題について、抜本的見直しを行うことである。

③本市は、「国庫の負担をあらゆる機会を通じて要望する。」ことを明言しているが、それまでの間は、市民の負担を軽減するため、一般会計からの適切な負担を継続することが求められている。

#### 4 総括

所管事務調査は、執行部への質疑及び委員間討議を通じてとりまとめた。本来であれば医療現場の現地調査も行い、事業者や患者の声などの実態把握をすべきであった。また、京都府の都道府県化に向けた運営方針の提案が遅れたことにより、その動向を手待ちし、調査の機会を失った。

今後においては、市民の命と健康を守る上で、生活実態を考慮した最適な福祉・医療制度を整備されるよう求める。

#### 5 調査の経過

##### (1) 委員会等開催日

平成 29 年 5 月 2 日	委員協議会	国民健康保険税条例の一部改正について
平成 29 年 6 月 15 日	委員会	国民健康保険制度について
平成 29 年 7 月 12 日	委員協議会	国民健康保険制度について
平成 29 年 9 月 19 日	委員会	国民健康保険制度について
平成 29 年 12 月 13 日	委員会	国民健康保険制度について
平成 30 年 5 月 23 日	委員協議会	国民健康保険税条例の一部改正について
平成 30 年 6 月 20 日	委員会	国民健康保険制度について
平成 30 年 9 月 18 日	委員会	国民健康保険制度について
平成 30 年 12 月 13 日	委員会	国民健康保険制度について
平成 31 年 1 月 29 日	協議会	所管事務調査報告に向けての協議
平成 31 年 2 月 7 日	協議会	所管事務調査報告に向けての協議
平成 31 年 3 月 8 日	委員会	所管事務調査報告書案の最終取りまとめ